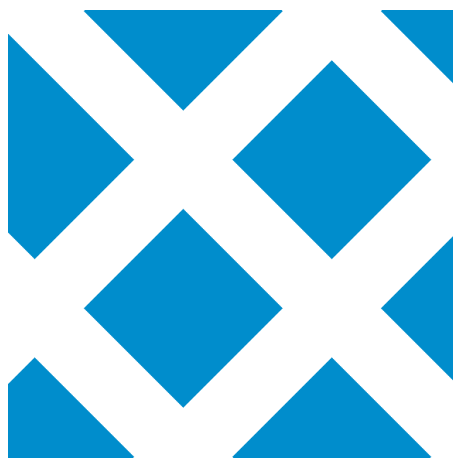


萩市有機農業等推進計画



令和7年7月
萩市

第1章 萩市有機農業等推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と主旨

本市は山口県の北部に位置し、水稻をはじめ、さまざまな農畜産物を生産しています。しかし、そのほとんどが慣行栽培によるもので、有機農業等に取り組んでいる生産者はごく一部にとどまっています。

国においては、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づき、令和2年（2020年）4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が改正され、今後の有機農業の生産拡大等に関する目標が示されました。この基本方針では、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされており、その取り組みの拡大は、農業施策全体や農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するとされています。

また、山口県はこの基本方針に即し、令和12年度を目標とする「山口県有機農業推進計画」を令和3年（2021年）7月に策定し、有機農業の推進に関する方針を示しています。

加えて、令和3年（2021年）5月に策定された「みどりの食料システム戦略」においては、2050年までに国内の耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大することが目標として掲げられています。

このような情勢の中で、市内では、慣行栽培だけでなく、農薬や化学肥料を低減した特別栽培をはじめ、無農薬での自然栽培や有機農業など、多様な農業の取り組みが展開されており、これらすべての分野に対して支援が必要であると考えております。

また、農業者や農家出身者の新規就農者が減少する一方で、非農家出身の新規参入者や移住就農希望者が増加傾向にあります。こうした市外からの移住就農相談者の中には、一定程度の方が有機農業に興味や関心を持っており、中山間地域の定住人口確保や多様な担い手の確保という観点からも、有機農業を志向する就農希望者を受け入れるための環境整備が必要であると考えます。

そこで、本市は、生産現場の実情を踏まえるとともに、生産者や消費者の自主性を尊重しながら、本市の農業振興の新たな選択肢の一つとして「環境にやさしい農業」を位置づけ、環境に配慮した有機農業等を推進し、未来を担う子どもたちの食と環境を守り、農業農村の持続可能な発展を目指すこととし、この度、その有機農業等の取り組み方針を定めた「萩市有機農業等推進計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

有機農業推進法、基本方針、みどりの食料システム戦略および山口県有機農業推進計画等の趣旨を踏まえ、本市独自の推進施策の方向性を示す計画と位置付けて策定し、有機農業等の振興を図ります。

(3) 有機農業等の定義

本計画では、有機農業推進法第2条に定める有機農業をはじめとした、環境に配慮した持続可能な農業を対象としています。

(有機農業推進法第2条 定義)

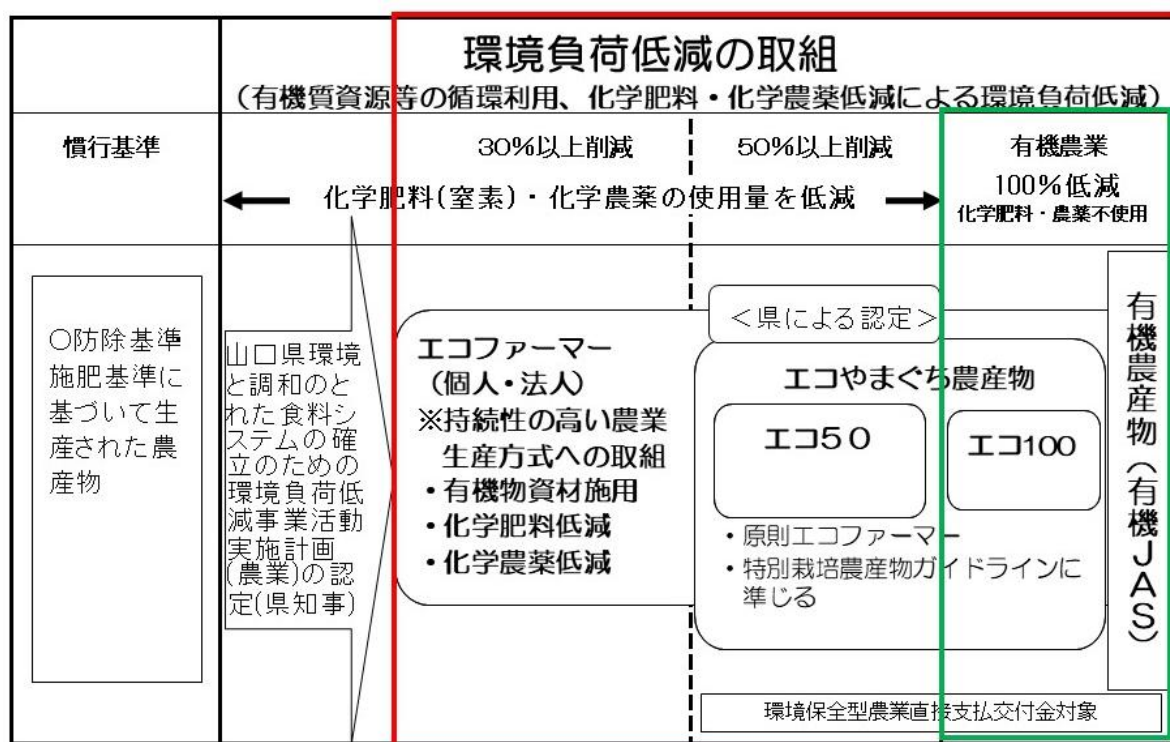
この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

本推進計画上の定義

『有機農業等』・・・・・・・・



『有機農業』・・・・・・・・



山口県有機農業推進計画（令和3年7月）の環境保全型農業の取組の体系図を引用

(4) 有機農業等の取組意義

① 社会や時代の要請に応える

環境への負荷を低減し、多様な生物の生存環境が守られる、土づくりを基本とした持続可能な農業の実現

② 農産物の付加価値化、農業所得向上

特徴ある農産物を生産、販売することで、水田農業をはじめ、中山間地域のような条件不利地でも収益が確保できる農業の実現

③農地の利用促進、耕作放棄地拡大防止

収益性の高い農業を実現することで、農業生産の動機付けを高め、農地の利用促進、耕作放棄地の発生防止に結び付ける

④食育の推進

子供たちに、「環境に配慮した農作物」を提供し、地域農業への関心や環境意識の醸成を図る

⑤地域の賑わいの創出

萩市として、環境に優しい農業の取り組みを対外的にアピールすることで、取り組みに共感する若者等の移住者を呼び込む

（５）有機農業等の推進の基本的な考え方

有機農業は栽培マニュアルが確立されていないため、雑草や病害虫対策、気象条件による収量や品質の不安定といった課題があります。また、雑草防除などの栽培管理に手間がかかることや、人手の確保が難しいという面でも課題を抱えています。

さらに、地域の農地を保全することを目的として設立された集落営農組織では、慣行農業を主体とした水田をはじめとする農地の保全活動が行われており、農地の８割を水田が占めている本市では、慣行農業は、地域の農地を保全する観点から重要な役割を担っています。

このような状況を踏まえ、本市における有機農業等の推進にあたっては、それぞれの地域や組織が果たしてきた歴史的な役割の違いに留意し、すべての生産者や消費者の自主性を尊重し、有機農業等と慣行農業が共存することで、持続可能な地域農業を推進することを基本方針とします。

また、化学肥料や化学農薬の低減による「エコファーマー」、「環境保全型農業直接支払交付金の取組」、エコやまぐち農産物などの県認定による「特別栽培」、化学肥料や化学農薬を使用しない「有機農業」、それぞれの段階に応じた推進および支援策を展開することを基本とします。

（６）計画期間

「山口県有機農業推進計画」および「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」との整合性を図るため、この推進計画の期間は令和７年度（２０２５年度）から令和１２年度（２０３０年度）までの６年間とします。

なお、有機農業等を含めた農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて計画の内容や期間の見直しを行います。

第2章 有機農業等の現状と課題

（１）本市の農業経営体および農地の状況

本市では、総農家数が2,143戸、農業経営体数が1,381戸であり（2020年：農林業センサス）総農家数は2010年の約67%、農業経営体数は約61%（2010年農林業センサス：総農家数3,186戸、農業経営体数2,255戸）に減少しています。この要因の一つとして、地域の農地を組織で守る集落営農法人の設立により個別農家の組織化が進んだことが挙げられますが、それでも農業経営体の減少は確実に進行しています。

担い手がない地域では、多くの農地が耕作放棄地となり、その面積は増加しており、農地の有効活用は喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、本市の農業を将来にわたって支え、リードしていく次世代の担い手を確保するためには、個別・法人経営体のほか、半農半X実践者の受け入れなども含め、多様な担い手を確保することが求められています。

（２）本市の農業および循環型農業の現状

本市は、県内でも有数の農業振興地域に位置づけられ、古くから稲作が盛んであり、米を基幹作物とし、「コシヒカリ」をはじめとする高品質米の生産に力を入れています。また、県内最大の産地である「千石台だいこん」や「山口あぶトマト」のほか、やまぐちブランド農作物の「萩たまげなす」なども、化学肥料や化学農薬の低減に取り組むエコファーマーにより生産されています。

さらに、本市は県内の約2割を占める肉用牛の飼育頭数を有し、県内最大規模の肉用牛肥育農場が整備されるなど、畜産業も盛んな地域です。そこで生産される堆肥は耕畜連携により集落営農組織などで利用され、飼料作物の生産や稲わらの交換が行われるなど、地域で循環型農業に活用されています。

また、農協が堆肥センターを運営し、地域で生産される堆肥を集約して水稻や野菜、果樹への利用を推進しています。

こうした先代から受け継がれた農地や技術、恵まれた自然環境から生み出されるさまざまな農畜産物のブランド化を進めるとともに、県内外への販路拡大にも取り組んでいます。

さらに、既存法人の連携や規模拡大を促進する中で、酒造業や畜産業との連携により「酒造好適米」や「飼料作物」などの生産を推進し、農地をフル活用して需要のある作物への転換を積極的に進めています。

（３）本市の有機農業等の現状

本市では、有機栽培だけでなく、無農薬での自然栽培や、農薬や化学肥料を低減した特別栽培など、多様な栽培手法による農業への取り組みが展開されています。

令和６年度末現在、堆肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う「環境負荷低減の取組」を実践しているエコファーマーとして認定を受けている農業者は８５経営体、また、生産された農産物が地域の慣行基準（防除基準、施肥基準に基づく基準）と比較して、農薬の使用回数が５０％以下、かつ化学肥料由来の窒素成分量が５０％以下で栽培された「エコやまぐち５０」の認証を受けている農業者は７経営体、栽培面積は５７．０ha、さらに、化学肥料・農薬を使用しないで栽培された「エコやまぐち１００」の認証を受けている農業者は２経営体、栽培面積は１．８haとなっています。

また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業をはじめ、堆肥や緑肥を活用し、環境保全効果の高い営農に取り組まれています。

市内ではすでに、有機農業等に先導的に取り組まれている事例も見られますが、品目数や規模が限られており、一部の農業者によって独自に行われている状況であり、本市の農産物作付面積および農業経営体数に対して、主体となる農家の存在は極めて少なく、有機農業等の普及は進んでいない状況です。

①萩市の有機ＪＡＳ及びエコやまぐちの取組状況（令和６年度末時点）

項目	品目	経営体数	取組面積	備考
有機ＪＡＳ認証事業者	—	０	—	
エコやまぐち１００ 認証農業者	水稻	２	１．８ha	
エコやまぐち５０ 認証農業者	水稻	６	５５．２ha	
	果樹	１	１．８ha	ぶどう
	小計	７	５７．０ha	
計		９	５８．８ha	

②萩市の環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（令和６年度末時点）

対象活動	取組団体（取組経営体数）	取組面積	備考
有機農業	２団体（３経営体）	９．６ha	水稻、そば
カバークロップ	３団体（６経営体）	１８．３ha	水稻
堆肥の施用	２団体（２経営体）	２８．３ha	水稻、飼料作物
計	５団体（１１経営体） ※取組団体数は重複分を除く	５６．２ha	

③萩市のエコファーマーの認定状況（令和6年度末時点）

項目	品目	経営体数	目標面積	備考
エコファーマー 認定農業者	水稻	12	66.9ha	
	そば	2	2.9ha	
	野菜(露地)	30	50.3ha	だいこん、玉葱等
	野菜(施設)	35	9.1ha	トマト、キュウリ等
	果樹	29	7.3ha	びわ、ぶどう等
計		85 ※重複分を除く	136.6ha	

（４）有機農業等の課題

◆有機農業の生産に関する課題

①栽培技術が確立されていない

有機農業の栽培技術は、これまで一部の実践者の経験や工夫に基づいて行われており、栽培マニュアルをはじめ、安定した収量や品質を確保するための技術が確立されていないため、生産量が不安定となる傾向にあります。

また、生産者の有機栽培の技術レベルを向上させるように、技術指導や研修の機会を作ることも必要となります。

②慣行農業に比べて労働の負担が大きい

有機農業は、慣行農業と比較すると、除草対策や病虫害対策等に多くの管理作業が必要となり、規模拡大のネックとなっています。

③気象・病虫害のリスクについて

気象災害や病虫害等が多発した場合、収量や品質が大幅に低下することがあります。このため、生産方式の転換には、安定生産に対するリスクの増大が懸念されます。

④人材育成について

市内や近隣市町には、有機農業に先駆的に取り組み、農業経営として実績を上げている農家もありますが、有機農業等の取り組みを普及・拡大する上では、指導体制が十分ではありません。

また、新規就農者に関する研修や支援制度は慣行栽培農業に関するものが中心となっているため、有機農業の指導農家の確保や研修受け入れ体制の整備が求められます。

⑤周辺地域の慣行農業との融和について

有機農業では、周囲のは場から農薬の飛散リスクがあり、一方で、慣行農業の農家は病虫害発生を懸念する現状があります。有機農業に取り組む際には、周辺生産者との管理方法（栽培方法等）の調整や理解、協力を得ることが必要です。

⑥生産者の有機農業等への理解

慣行農業の生産者と有機農業の生産者との接点がほとんどなかったため、「相互理解を図る」場を設けることが求められます。

◆有機農業の流通・販売に関する課題

①販路に関すること

有機農業で生産された農産物は、消費者ニーズの高まりから、大手量販店や飲食店等において有機農産物による差別化販売のニーズが存在するものの、個人の有機農業者は、量販店や飲食店等との結びつきが弱いことや、栽培規模が少量ロットで安定的な供給ができないなどの理由によって販売に苦慮している現状があります。

また市内では、有機農産物の生産者や生産量が少ないため、販路が十分に確保されておらず、購入できる場所も限られ、消費者が購入する機会が少ない状況です。

②学校給食への有機農産物等の提供

学校給食は、将来を担う子どもたちに「食」と「農」の大切さや、有機農業等の取り組みの意義を伝えるため、また、有機農産物等の地域内流通を作り出すという役割としても期待されています。

一方で、有機農産物等の生産・供給体制が十分に整備されていないことや、一般品と比較した場合の仕入れ価格と有機農産物等の販売希望価格との間に大きな価格差があります。

③有機農産物の価格に関すること

有機農産物の販売では、慣行栽培品より一定程度高い価格でなければ収益確保が難しい一方で、有機農業等の取り組みが価格に反映されにくいことがあります。

④消費者等の意識に関すること

環境に優しい消費行動について、消費者等への理解促進が必要であり、特に有機農業等が環境への負荷を低減する機能を持つこと、慣行農業に比べて労力やコストがかかること、そして有機農産物が「環境に配慮した商品」あることへの理解が不十分です。

⑤有機 J A S 認証に関すること

有機農産物として販路を確保し、拡大していくためには、有機 J A S 認証の取得が一つの要件となりますが、小規模な生産者にとっては、取得費用や事務手続きに手間がかかるという課題があります。

第3章 有機農業等の推進について

（１）推進体制について

この推進計画を実施していくためには、有機農業者等をはじめ、消費者、流通・販売関係事業者、県およびその他関係団体との連携を図りながら、総合的に推進することが必要です。このため、本市では「(仮称) 有機農業等推進協議会」を設置し、今後この協議会において、推進計画に基づく有機農業等の推進を図り、推進施策の評価、検討および協議を行い、施策の実施に取り組みます。

（２）推進方策について

有機農業等の推進に当たっては、「①担い手の確保・育成」、「②栽培技術の普及、生産性向上」、「③環境保全型農業の推進」、「④販路確保・消費者の理解促進」、「⑤慣行農業者や地域との調和」の5つを推進の柱とし、国、県、その他関係団体等と連携して、持続可能な農業を目指します。

（３）国等の支援制度等の活用について

有機農業等の推進にあたっては、作業の省力化等に必要な農業機械等の導入や、消費者の理解を深めるための取り組みが必要です。そのため、国等が実施する事業や独自の支援事業等について検討していきます。

（４）推進施策について

①担い手の確保・育成について

○有機農業実践者等と連携した相談体制の構築

新規就農者や慣行農業から有機農業等への転換を希望する方に対して、既存の有機農業実践者をはじめ、県や関係団体と連携し、相談体制を構築します。

○体験・研修体制の確立

新規就農者等が有機農業に参入しやすくなるよう、市内外の有機農業実践者等との連携を深め、研修・支援体制の充実を図ります。

○新規就農者の育成

国等の新規就農支援事業等を活用し、研修期間中の農業研修生および就農直後の新規就農者を支援します。

○有機農業への転換支援とリスク対策

国の「有機転換推進事業」等の活用により、新たに有機農業に取り組む新規就農者や、慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者を支援します。

また、本市において有機農業の生産技術が確立されていない現状を踏まえ、初めて生産に取り組む農業者が直面する収量・品質低下等のリスクを軽減するため、転換初期段階における支援策を検討します。

○有機 J A S ・ G A P 認証取得の推進

農業者による有機 J A S 認証や G A P 認証の取得を推進し、有機農業の取り組みを拡大するとともに、市内農産物の安全・安心な生産体制の改善を図り、持続可能な農業経営の確立を目指します。

○有機農業に適した農地の確保

有機農業に取り組む新規就農者や拡大希望者が、栽培に適した農地をスムーズに確保できるよう、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携し、農地情報の収集および提供を行います。

②栽培技術の普及、生産性向上について

○栽培技術の普及

関係機関と連携し、有機農業等の栽培技術に関する知見やノウハウを有する有機農業実践者などの人材紹介に努めます。

また、国や県が実施する有機農業等に関する研修会や栽培実証結果の情報発信を通じて、知識・技術の普及に取り組みます。

○省力化および生産性向上に向けた生産基盤（機械・施設等）の整備

有機農業は慣行農業に比べ、病虫害管理や除草対策などの労力が増加することから、国、県、市の機械・施設整備事業を活用し、省力化や生産性の向上が見込まれる生産基盤（機械・施設整備）の導入を支援し、生産面積の拡大及び新たな生産者の確保を図ります。

○研修会や視察研修等への参加の促進

有機農業等に関する技術や知識の習得を目的とした研修会や視察研修等への参加を促進します。

また、有機農業等の普及を図るため、有機農業実践者や関係グループが開催する研修会等の取り組みを推進します。

③環境保全型農業の推進について

○有機農業等の取り組みの拡大

国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業に取り組む生産者を支援するとともに、有機農業等の取り組み拡大を推進します。

○農業用廃プラスチックの適正処理の促進

環境保全型農業の推進活動の一環として、農業生産活動に伴って発生するビニールフィルムや肥料袋等などの農業用廃プラスチック等の適正処理を促進します。

○有機資源の循環利用等による土づくりの推進

有機農業等においては、良好な作物育成のための「土づくり」が重要なため、環境保全型農業直接支払交付金や萩市土づくり対策事業補助金を活用し、有機農業者と市内畜産農家の連携による有機資源の地域内循環利用を促進します。

また、適切な施肥管理による農作物の品質向上と農地への過剰な肥料散布の抑制により、環境負荷の低減を図ることを目的として、定期的な土壌診断の実施と診断結果に基づく土づくりを推進します。

○環境に配慮した農業用資材の利用促進

環境保全型農業の推進活動の一環として、緑肥、生分解性マルチフィルム、フェロモン剤などの環境保全型資材の利用を推進します。

④販路確保・消費者の理解促進について

○市民への有機農産物等への理解促進

生産者をはじめ、消費者など様々な立場の方々が、有機農業や有機農産物等について正しく理解し、関心を高めるため、セミナー開催などの取り組みを推進し、有機農業や有機農産物等への理解促進を図ります。

○交流の場の創出

有機農産物の消費拡大には、有機農業者と消費者等がお互いの立場を理解し、信頼関係を構築することが重要であり、生産者と消費者の対話や交流する機会の創出が必要です。

このため、農業体験やはぎマルシェなどの生産者と消費者が交流するイベント等を通じて、有機農業に対する理解を深め、消費拡大を促進します。

○地域内での有機農産物等の流通促進

市内のスーパー、ファーマーズマーケット、道の駅、農産物直売所などと連携を深めるとともに、「はぎマルシェ」などのイベント開催を通じて、消費者と有機農業者との交流を促進し、消費者が身近な場所ではぎ農産物を味わい、交流できる環境を整えていきます。

○学校給食での市内産有機農産物等の提供

市内で生産された特別栽培米等、環境負荷を低減した農産物を、市内の学校給食等で提供することにより、学校給食における地元食材の消費拡大をはじ

め、将来を担う子どもたちに食と農の大切さと「環境にやさしい農産物」への理解を深めます。

⑤慣行農業や地域との調和について

○農地の利用調整

慣行農業のは場と有機農業のは場が混在しないように農地を区分し、双方の生産に支障を来さないよう、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携し、農地利用の団地化を推進します。

○参入地域との事前調整

農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携し、推進エリアの選定や農地集積に向けた地域での話し合いを促進し、参入地域の慣行農業者との事前の農地利用調整を行うことで、有機農業者の円滑な地域参入を支援します。

また、既存の慣行農業者及び新たな有機農業者が取り組みやすい環境づくりに努めます。

○耕作放棄地の有効活用

有機農業（有機 JAS 水準）に取り組むには、使用禁止資材の飛来や流入を防ぐための緩衝帯設置や、転換期間として原則 2 年以上資材を使用しない措置が必要です。一方で、まとまった耕作放棄地を活用することで、緩衝帯の縮小や転換期間の短縮が可能になるという利点があるため、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携し、耕作放棄地を活用した有機農業への転換を推進します。

第 4 章 数値目標

有機農業等のうち、エコやまぐち 50、エコやまぐち 100、有機 JAS、環境保全型農業直接支払交付金の取組経営体数（取組面積）の増加

項目	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
有機農業等のうち、エコやまぐち 50、エコやまぐち 100、有機 JAS、環境保全型農業直接支払交付金の取組経営体数（取組面積） ※経営体数は重複分を除く	17 経営体（80.6ha）	30 経営体（100ha）